

令和3年第4回
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和3年12月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	12番	畑岡洋二君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	14番	藤枝浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

20番 小藪江一三君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君
教育長	小沼公道君
市長公室長	中村公彦君

政 策 推 進 監	北 野 高 史 君
総 務 部 長	石 井 克 佳 君
市 民 生 活 部 長	金 木 雄 治 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	吉 田 貴 郎 君
上 下 水 道 部 長	横 手 誠 君
市 立 病 院 事 務 局 長	後 藤 弘 樹 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 長	堂 川 直 紀 君
笠 間 支 所 長	太 田 周 夫 君
岩 間 支 所 長	島 田 茂 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	堀 越 信 一
議 会 事 務 局 次 長	西 山 浩 太
次 長 補 佐	松 本 光 枝
係 長	神 長 利 久
主 幹	塩 田 拓 生

議 事 日 程 第 6 号

令和3年12月15日（水曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第 83号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 84号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 86号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 87号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 88号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 89号 水戸市との茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について

- 議案第 90号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例
について
- 議案第 91号 水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する
協議について
- 議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第 93号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 議案第 94号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）
- 議案第 95号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第 96号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）
- 議案第 97号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及び
フレンドリーパーク野外ステージ）
- 議案第 98号 指定管理者の指定について（かさま歴史交流館井筒屋）
- 議案第 99号 令和 3 年度笠間市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第100号 令和 3 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第101号 令和 3 年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第102号 令和 3 年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第103号 令和 3 年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1
号）
- 議案第104号 令和 3 年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2
号）
- 議案第105号 令和 3 年度笠間市立病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第106号 令和 3 年度笠間市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第107号 令和 3 年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 議案第108号 令和 3 年度笠間市一般会計補正予算（第10号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 83号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例について
- 議案第 84号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 86号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議案第 87号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について

- 議案第 88号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 89号 水戸市との茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 議案第 90号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 91号 水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第 93号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 議案第 94号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）
- 議案第 95号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第 96号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）
- 議案第 97号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）
- 議案第 98号 指定管理者の指定について（かさま歴史交流館井筒屋）
- 議案第 99号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第100号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第101号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第102号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第104号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第105号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第106号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第107号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第108号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第10号）

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（石松俊雄君） 皆さんおはようございます。

報告申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。本日の欠席議員は20番小藺江一三君です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（石松俊雄君） 日程について報告申し上げます。

本日の日程は、議事日程第6号のとおりといたします。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番林田美代子君、8番田村泰之君を指名します。

議案第 83号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 84号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 85号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 86号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 87号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 88号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第 89号 水戸市との茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について

議案第 90号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例について

議案第 91号 水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）

議案第 93号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）

議案第 94号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）

議案第 95号 指定管理者の指定について（北山公園）

- 議案第 96号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）
- 議案第 97号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）
- 議案第 98号 指定管理者の指定について（かさま歴史交流館井筒屋）
- 議案第 99号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第100号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第101号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第102号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第104号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第105号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第106号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第107号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（石松俊雄君） 日程第2、議案第83号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第107号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）までの25件を一括議題とします。

審査が終了しております。

各常任委員会の委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員長より報告をお願いいたします。

委員長田村幸子君。

〔総務産業委員長 田村幸子君登壇〕

○総務産業委員長（田村幸子君） 総務産業委員会、審査結果報告をさせていただきます。

今期市議会定例会において総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、12月3日に、執行部より関係部課長などの出席を求め、議案第83号ほか12件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第91号 水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてでは、水戸市を連携中枢都市圏とした場合、水戸市に重点的に施設が整備される懸念が感じられ、その懸念が払拭されない。周辺市町村が各政策を充実し定住を促進するべきだが、促進されない心配がある。水戸市が主体的に取り組み、笠間市が連携して取り組むことで主従の関係にならないのか、対等、平等の関係とは言えないと思う。

このことから、水戸市と周辺市町村の関係性及び事業の取組についてどのように考えているのかとの質疑に対し、今回のいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成であるが、これ

まで取り組んできた定住自立圏、特に暮らす、生活というところを中心にやってきたところは、引き続きこの連携中枢都市圏の中で進めていく。さらに、地域経済の活性化部分を強く入れていくというのが今回の趣旨であり、何らかの施設整備を水戸市に集約するというものではなく、必要性に応じ各市町村の中で事業を進めていく。笠間市と水戸市、また、ほかの9市町村が対等の関係性の基、連携をして進めていくとの答弁がありました。

次に、議案第94号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）では、樹木の育成管理について、ツツジのコケ取りとして硫黄などを使った天然の薬剤を提案したが使用しているのかとの質疑に対し、提案された薬剤については、エリアを決めて散布している。なお、ツツジの維持管理においては、指定管理者と協議しながら実施していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第97号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）では、指定管理者に一括して管理を委託しているとのことだが、あたご天狗の森周辺及び野外ステージの雑草対策、景観も含め、管理などが不十分と思われることから、指定管理者に対し指導をお願いしたいとの意見がありました。

また、議案第93号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）から議案第98号 指定管理者の指定について（かさま歴史交流館井筒屋）までの6件については、指定管理で働く職員の最低賃金と労働条件は守られているのかとの質疑に対し、市で処遇改善をするものではないとの答弁があり、このことから、指定を受けた事業者にも市からも労働条件、処遇改善の働きかけをお願いしたいとの要望がありました。

なお、議案第83号、議案第86号、議案第87号、議案第89号、議案第90号、議案第99号、こちらについては、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査をした結果、全ての議案について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、教育福祉委員会より報告をお願いいたします。

教育福祉委員会委員長大関久義君。

〔教育福祉委員長 大関久義君登壇〕

○教育福祉委員長（大関久義君） 教育福祉委員会、審査結果報告をいたします。

今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告を申し上げます。

当委員会は、12月6日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第84号ほか9件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第88号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例については、広告掲載スペースが限られているため、応募多数の場合の対応と施設にふさわしい広告かどうか

を判断するための審査についての質疑があり、応募に当たっては、希望する区画を選んでもらい、これが複数の応募者で重なった場合には、広告掲載取扱要綱による優先順によって決定し、同等の場合には抽せんとなる。掲載前には、全ての応募者を広告審査委員会に諮り、内容を審査してもらうとの答弁がありました。

次に、議案第99号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第9号）では、生涯学習課所管の大学生等生活支援給付業務について、対象者と制度のPR方法はどの質疑があり、対象者は申請時に笠間市に住所を有するか、生計を同一にする親族が笠間市に住所を有する平成15年4月1日以前に生まれた大学生や専門学校生などで、現在、東京に住んでいる学生も対象になる。周知方法は、週報、ホームページ、SNSなどで周知する予定であるとの答弁がありました。これに対して委員からは、東京に住んでいる方に伝えるのは簡単ではないので、なるべく多くの学生に知らせられるよう尽力していただきたいとの意見がありました。

次に、議案第102号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、社会福祉士の会計年度任用職員を雇えなかったことによる、報酬の予算を減じた説明に対して、社会福祉士が採用できない要因と今後の対策についての質疑があり、3月に社会福祉士が体調不良で辞めて以降、様々な手を尽くして探したが、社会福祉士そのものが地域の中で多くないことが主たる要因だと捉えている。今後は、会計年度任用職員ではなく、正職員として計画的に採用できるよう要望しているとの答弁がありました。

なお、議案第84号、議案第85号、議案第101号、議案第103号、議案第105号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

次に、討論であります。議案第100号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）では、マイナンバーカードの保険証利用の普及のためのリーフレット作成費用が計上されているが、マイナンバー制度には不安要素があり、普及に反対であるため、本補正予算に反対するとの討論がありました。

以上のような審査を踏まえ、議案第84号、議案第85号、議案第88号、議案第92号、議案第99号、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第105号は、全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また、議案第100号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、建設土木委員会より報告をお願いします。

建設土木委員長内桶克之君。

〔建設土木委員長 内桶克之君登壇〕

○建設土木委員長（内桶克之君） 今期市議会定例会において建設土木委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づき

御報告申し上げます。

当委員会は、12月7日、執行部より関係部課長の出席を求め、議案第99号ほか3件の付託案件の審査を行いました。

それでは、審査の過程での主な質疑等について御報告申し上げます。

議案第104号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入で繰越金619万2,000円を増額補正し、歳出で処理施設修繕工事費422万円の増額補正を計上したその差額分197万2,000円を、一般会計からの繰入金を減額したことを確認をしました。

なお、議案第99号、議案第106号、議案第107号については、執行部の詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査過程を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。議員各位の御賛同賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

10番石井 栄君。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、討論をいたします。

今議会に、提案されている25議案のうち、以下の4議案について反対し討論をいたします。

議案第86号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

議案第86号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例は、来年4月1日から持込みごみの搬入処理を、エコフロンティアかさまから市環境センターに移すのに伴い、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性の確保を図るため、所要の改正をするためとして、持込みごみに関する料金体系を改定することを目指して提出されたものがあります。

条例の一部改定事項は、持込みごみの一般廃棄物処理手数料、家庭系、事業系が、令和4年4月1日から、エコフロンティアかさま及び環境センターにおいて処理する区域に居住する住民が市環境センターに持ち込むときの処理手数料が、次のように改定される提案

がされています。

エコフロンティアかさまが処理する区域に居住する市民、旧笠間地区の市民に当たりませんが、一般家庭及びこれに類するものが、一般家庭から生じたものと規定され、その際の処理手数料が、一つは、現在は50キログラム以下のものが無料であるものを、無料から10キログラムにつき100円に値上げ。現在は50キログラムを超えるものが50キログラムを超えたものに対し10キログラムにつき81円であるものが、10キログラムにつき100円に値上げになります。

また、事業活動に伴って生じたものは、その際の手数料が、現在20キログラムを超え50キログラムまで10キログラムにつき71円であるものを、10キログラムにつき200円に。現在50キログラムを超え100キログラムまで10キログラムにつき81円であるものを、10キログラムにつき200円に。現在100キログラムを超え5,000キログラムまで10キログラムにつき101円であるものを、10キログラムにつき200円に、それぞれ改定されるものです。

環境センターにおいて処理する区域に居住する住民では、一般家庭及びこれに類するものが一般家庭から生じたものと規定され、その際の処理手数料が、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみで、現在は100キログラム以下のものが無料であるものが、無料から10キログラムにつき100円に値上がり。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみで、現在は100キログラムを超えるものが100キログラムを超えるものに対し10キログラムにつき150円であるものが、10キログラムにつき100円に改定になります。資源物は、現在無料であるものが、10キログラムにつき100円に値上げになります。

事業活動に伴って生じたものは、その際の手数料が、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、現在10キログラムにつき200円は、10キログラムにつき200円のまま据置きになります。資源物は、現在10キログラムにつき100円が、10キログラムにつき200円に値上げになります。有害ごみは、現在100グラムにつき10円を、10キログラムにつき200円に改定になります。

今回の改定に対する執行部からの説明は、無料区分を決めた一般廃棄物処理手数料の改定は、ごみ処理に関わる費用負担の公平性、ごみの排出抑制、年末年始や連休前後における周辺道路や施設内の混雑緩和などを図るため、無料区分の撤廃と持込みごみに係る一般廃棄物処理手数料の改定を行うものであります。

処理施設へ直接搬入される廃棄物の多くが、地域の集積場に出すことができるものであり、地域の集積場に出せない粗大ごみについては、窓口での申請となりますが、3辺の長さが合計3メートル未満のものは500円、それ以上のものは1,000円の手数料をいただき、毎月1回自宅まで伺う制度もある。また、これまで土曜日のみであった直接持込みについても、祝日を含めた月曜から金曜日に搬入できるようになり、これまでよりも距離的な条件は不備となる方もいらっしゃると思いますが、時間的な条件は市民の利便性として向上が図れるものとのことであります。

また、執行部から、改定によるメリットとして、次の5点。ごみの収集方法、ごみの収

集日、ごみ処理施設への直接持ち込める受付日、一般廃棄物手数料、持込みごみの無料区分の廃止、料金改定が示されました。また、改定によるデメリットとして、次の2点。ごみ処理施設への直接持ち込める受付日、一般廃棄物手数料が示されました。

この執行部方針の説明に関してですが、これに関しましては、第1に、費用負担の公平性、ごみの排出抑制、年末年始や連休前後における周辺道路や施設内の混雑緩和などを図ることは大切であります。しかし、この議案は、新笠間市発足に関わる決定事項を遵守するという前提にしたものであるべきです。

第2に、費用負担の公平性に関しては、ごみの排出量に応じた費用負担に関しては、公平性の確保ができていますが、新たに生じた地域格差に対する費用負担の公平性は確保されていません。

第3に、先ほど指摘したように、笠間地区の市民にとって手数料が負担増になります。

第4に、遠距離になることによる時間と燃料費の増加による負担が増えることとなります。

第5には、笠間市の合併に関わる合併協議会の決定事項に沿ったものとは考えられない点であります。

エコフロンティアかさまが処理する区域に居住する市民、笠間地区の市民は、現在は週1回土曜日みの搬出です。これが週5回に増えることになり、回数が増えることによる利便性は生じます。一方、休日の土曜日はなくなりますので、利便性がどれだけ高まるのか、今後の状況を見定める必要があります。

処理手数料は統一料金ですので、市民に等しく賦課され、その意味では、提案理由にある、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性の確保に当たります。しかし、旧笠間地区から市環境センターに持ち込むごみの処理手数料は、現在より値上げになります。例えば、74キログラムのごみを年10回持ち込む場合ですと、現在1,620円の手数料であるものが7,000円になり、現在より5,380円の負担増になります。さらに場所が遠方になり、地域によっては、市環境センターまでの距離は現在の場所より15キロメートル程度遠距離になるところもありますので、運搬のために燃料費が多くかかり、また、時間も多くかかり、負担増はさらに上積みされることとなります。

今から約13年前に、3市町村が合併し新笠間市が誕生するに当たり、どのような方針が決定されたのでしょうか。12月2日の議案質疑で、合併により旧笠間市民に不利益を生じないようにするという約束はあったのかどうかという私の質問に対し、市からの御答弁は、合併に当たって3市町合併協議会の決定事項としては、行政制度の違いにより、住民が混乱や不利益を受けることがなく、また、合併後の新市において、より効果的で効率的なサービスを実施できるよう調整方針を定め、協議を行ってきました。内容としては、一体性の確保など六つの原則、住民生活に激変を及ぼすと考えられる場合などにおける3年以内の統一などを定めていますが、合併後制度等の変更をしないことなどを約束したものではありません。

ないということでした。

料金体系の変更により、行政制度に違いが生じ、現在の負担額より多い費用負担がかかることになり、旧笠間地区の住民が負担増という不利益を受けることになるのであり、行政制度の違いにより、住民が不利益を受けることがなくと決定した合併協議会の決定事項に沿うものではないと見るのが、合理的な見方なのではないでしょうか。合併後、制度の変更等をしないことを約束したものではないと述べ、制度の変更をしても合併協議会の決定事項に反するものではないと説明したいのであれば、市執行部の御答弁には無理があるのではないのでしょうか。

多くの懸念がある中、市民が意見を二分して議論された中、市民の代表が判断してできた決定事項です。この決定事項を基に合併を進めてきましたので、その決定を遵守することは、信頼を基盤にした市政の要諦ではないのでしょうか。

確かに、地域の集積場に出せない粗大ごみを、窓口の申請で500円あるいは1,000円の手数料で、毎月1回自宅まで伺う制度は役立つものであります。しかし、これは制度改正に伴って新しくできた制度なのではないでしょうか。加えて市民から料金の値上げ、運搬距離の遠距離化に伴い、持込みごみとして処理されるのではなく、不法投棄につながることはないかという御意見を市民からお聞きをいたしました。運ぶことが困難になり、適切にごみを処理することができなくなる場合が増えるのではないかと懸念に、留意しなければならないと考えます。

今後の解決方法としては、エコフロンティアかさまが処理する区域に居住する市民、すなわち笠間地区の市民に、負担軽減の料金体制を示すことが必要だと提案をいたします。その料金体系の具体的な内容は、執行部が提案すべきだと考えます。例えば、50%、30%など、幾つか可能性があります。合併時の決定事項に沿って具体的に対応したことを、笠間地区の市民に示すことが重要です。これにより、問題解決につながると考えます。笠間地区に軽減措置を導入することは、今後のごみ処理体制の円滑化のためにも資するものと考えます。

よって、この議案に反対いたします。議員の皆様には、私の主張提案に御理解と御賛同いただけますようお願い申し上げます、反対討論といたします。

次に、議案第87号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、反対の立場で討論をいたします。

この条例は、提案理由には、観光駐車場の変化に伴い市営駐車場を廃止するため、所要の改正をするものでありますと記されています。条例案の新旧対照表では、現行の市営荒町駐車場、市営鷹匠町駐車場の2箇所を廃止し、稲荷駐車場のみを残し、残った稲荷駐車場は無料から有料に改定されることとなります。

市は廃止する主な理由について、稲荷門前通りには民間の駐車場が16か所あり約630台の駐車が可能になっており、大型バスの受け入れられる駐車場もあり、このように市営駐

車場を取り巻く環境は設置当初より大きく変化し、駐車場については、一般駐車場を活用することで対応できると考え、民地を借用して運用している市営駐車場について廃止する提案に至りましたと、このような御答弁がありました。

さらに、執行部からは、廃止に関連して理由や経過等を次のように示しています。

年末年始には、市民体育館駐車場を使い1,260台余りの駐車が可能になること。市内に何箇所も民間の臨時駐車場が開設される。門前通りの商店関係者からは、ふだんは荒町駐車場に車を止めている状況ではなく、お客さんに荒町駐車場を案内することもない。荒町の観光駐車場を廃止しても、笠間稲荷門前通りに面する商店の方は、門前通りには民間が運営する駐車場があり、荒町駐車場から門前通りまで距離もあるため、特に影響はないとの意見を伺っていると。また、土地所有者から返還の意向はなかったが、双方話をしたときに合意の上ということで、了承を受けております。同時に、笠間支所を訪れる方、会議とかに訪れる方の駐車場が不足していることがありまして、半分については、再度笠間市のほうで借り上げることになるということになっておりますなどの説明がありました。このような理由で、観光駐車場として利活用されている荒町駐車場の役割は終了したと判断した旨の御説明がございました。

稲荷駐車場は継続となりますが、今まで無料であった駐車料金が無料から有料になり、利用料金が、普通、軽自動車1日1回500円、小型バス1日1回1,000円、大型バス1日1回につき1,500円であり、駐車料金を設定する期間は、市長が定めとなっております。

執行部からの観光駐車場廃止に関わるこれらの説明に関してですが、市への観光駐車場である荒町駐車場に関しては、門前通りの商店関係者から、ふだんは荒町駐車場に車を止めている状況ではなく、お客さんに荒町駐車場を案内することもないとの声が紹介されましたが、お客さんに荒町駐車場を紹介することもなくとの部分はそうなのかもしれませんが、ふだんは荒町駐車場に車を止めている状況ではなくとの部分は、そのように思っているということなののでしょうか。印象だと思います。ふだんの日曜、祝祭日など、少なくない乗用車が駐車しており、そこから稲荷神社、かさま歴史交流館井筒屋等を訪れる人をたくさん見かけますし、何人かの人たちに笠間の印象を伺ったことがございます。事實は、少なくない方々が、荒町駐車場をふだんから利用しております。また、荒町の観光駐車場廃止しても、笠間稲荷門前通りに面する商店の方は、門前通りには民間が運営する駐車場があり、荒町駐車場から門前通りまで距離もあるため、特に影響はないとの意見を伺っているに関してですが、現時点では影響はないと思う方からのお話なののでしょうか。

荒町駐車場から少し離れているところや、自前の駐車場を持っている方などへの影響は少ないでしょう。そうでないところでは影響があるのではないかと実際に懸念する人は少なくありません。荒町駐車場の経済的効果について、定量的に示すことはかなり難しいことだとは思いますが、門前通りを通り、稲荷神社へ参拝し、昼食、休憩、土産物の購入など、経済的効果は少なくないと推測されます。正確な調査も必要かと思えます。

年末年始の駐車場は不足しないという見解が示されていますが、年末年始には門前通りは歩行者天国となり、車両の通行は大幅に制限され、その間に門前通りにある駐車場は使用できなくなるのではありませんか。市民体育館の利用も可能ですが、涸沼川を超えたところにあり、利便性が低下します。年末年始の参拝客が80万人を超えるという統計に接しています。観光駐車場としての荒町駐車場、稲荷駐車場など、今までもこれからも必要性は大きいものと考えます。

民間駐車場と市営駐車場との共存共栄は可能です。そのような政策に転換することが必要だと考えます。笠間市の観光政策、商店街の振興政策からみますと、観光駐車場としての荒町駐車場の廃止は、観光や商店街の振興方針と両立するのかどうかお考えいただきたいと思います。観光や商店街の振興に沿うように計画は総合的に立案し、実施されなければならないと考えます。

稲荷駐車場は残ります。残ることはよいことです。無料から有料になります。これで良いのかどうか、観光振興という観点からの優良方針と、その料金、実施機関に関して、慎重な検討と判断が必要かと思えます。道の駅かさまの駐車場が有料になったときに、お客様の入場数はどうなるのでしょうか。門前町、城下町として有名な寺社が点在し、関東の小京都とも言われる笠間市のこれからの発展を目指しての提言であります。

観光駐車場としての荒町駐車場は、現在の形態で存続させることとし、稲荷駐車場は、荒町駐車場の現在の形態と同様にして存続できるようにすることを求めます。

よって、この議案に反対いたします。議員の皆様方におかれましては、私の主張提案に御理解と御賛同いただけますようお願い申し上げます、反対討論といたします。

○議長（石松俊雄君） 発言者に申し上げます。

暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時40分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し会議を再開いたします。

石井 栄君の発言を求めます。

○10番（石井 栄君） 明快に分かるように、これからも討論をいたします。

議案第91号 水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、反対の立場で討論いたします。

水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議をすることについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるとして、本議会に提出されたものであります。

提案理由には、本案は地方自治法第252条2第1項の規定に基づき、水戸市との間でいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結に関する協議をしたいので、

議会の議決を求めるものでありますと記されております。

目的、第1条には、この連携協定は、連携中枢都市宣言を行った、甲、水戸市と連携する意思を有する、乙、笠間市とが相互に連携し、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集約強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関わる取組を実施することにより、活力ある経済社会を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

基本方針、第2条には、甲と乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条第1項に規定する取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとするとして、第3条、甲及び乙が、相互に連携する取組並びにそれぞれの役割は別表に掲げるとおりとするとして、別表では、地域経済の活性化、圏域全体の経済成長の牽引、区分、地域資源を活用した産業育成で連携する取組として、先進的技術の導入、地域ブランドの育成、販路拡大など地域資源を活用した産業振興に取り組むとなっているが、甲、水戸市の役割は、乙と連携して地域資源を活用した産業育成に主体的に取り組むとなっておりますが、乙、笠間市の役割は、甲、水戸市と連携して地域資源を活用した産業育成に取り組むとなっております、主体的に取り組むという記載がありません。主体的に取り組むのは、甲、水戸市であり、笠間市は主体的に取り組まなくてよいということになっています。文章上はです。

笠間市は、水戸市に対しても優れた地域資源として、笠間焼、稲田石材、笠間の栗という全国的にも誇れる地域資源を有していますが、これらに対する取組で、主体的に取り組むのが水戸市で、笠間市はそうならないという規定です。

それから、区分、戦略的な観光施策の連携した取組には、圏域全体の観光資源を活用した観光プロモーションや誘客と観光消費の促進など、戦略的な観光施策に取り組むとなっておりますが、甲、水戸市の役割には、乙、笠間市と連携して、戦略的な観光施策に主体的に取り組むとなっておりますが、乙、笠間市の役割は、甲、水戸市と連携して戦略的な観光施策に取り組むとなっております、主体的に取り組むという記載がありません。主体的に取り組むのは、水戸市であり、笠間市は主体的に取り組まなくてよいという記載になっているのではないのでしょうか。

以上のような規定が、1 地域経済の活性化の3区分、2 都市機能の向上の4区分、3 生活環境の充実の9区分、例えば、高度な医療サービスの提供、広域的公共交通ネットワークの構築、地域医療、福祉、災害対策、環境など、全ての政策分野16区分に共通して出されています。

委員長報告では、中核市である水戸市と笠間市の関係は、主と従の関係ではないというものでした。しかしこれは協議開始の前提となっている規定であり、対等、平等な関係を規定していると言えるのでしょうか。このような規定によるものであり、水戸市が中核市に移行したことを契機とし、経済圏及び生活圏の維持形成を目指す連携中枢都市圏制度を活用し、多彩な地域資源を有する県央地域のさらなる発展を目指す、2021年10月21日全協

資料と、このようにしています。しかし、これで水戸市を中枢都市とする連携都市圏の形成を目指すとの趣旨に沿ったものになるのかどうか、疑問が生じています。中核市である水戸市の関係で、笠間市と笠間市民に対する施策にゆがみが出ないか、その懸念を払拭することができません。

よって、この議案に反対いたします。議員の皆様には、主張に御理解と御賛同をいただけますようお願い申し上げます、反対討論といたします。

次、議案第100号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に、反対の立場で討論をいたします。

令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）には、歳入歳出それぞれ297万5,000円が追加され、歳入歳出総額77億5,634万5,000円とすることが示されています。その内訳を見ますと、歳入では国庫補助金、社会保障番号制度システムマイナンバーカード普及制度補助金として16万3,000円の補正額が計上されておりますが、その目的は、マイナンバーカード普及するためのリーフレットを作成する費用に充てるためとの御説明がありました。

マイナンバーカードは、個人情報を実際に保護する仕組みが不十分であり、個人情報が流出する危険性があり、その情報が国家機関などに収集され、国民監視に利用される危険性も指摘されております。

そのような懸念があるカードを普及させることは、市民福祉につながるものではありませんので、この議案に反対いたします。議員の皆様には主張に御理解をいただけますようお願い申し上げます、反対討論といたします。

以上で討論を終結いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（石松俊雄君） 以上で討論を終わります。

これより1件ごとに採決をします。

初めに、議案第83号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、ボタンの赤い点灯を確認してください。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数19、賛成16、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、赤い点灯を確認をしてください。

よろしいですね。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数19、賛成16、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 水戸市との茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、赤い点灯を確認してください。

よろしいですね。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数19、賛成15、反対4、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 指定管理者の指定について（笠間クライナガルテン）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 指定管理者の指定について（北山公園）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 指定管理者の指定について（かさま歴史交流館井筒屋）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、赤い点灯を確認してください。

よろしいですか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数19、賛成16、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたし

ます。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第108号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第10号）

○議長（石松俊雄君） 日程第3、議案第108号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第108号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第10号）の提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度の一般会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 議案第108号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第10号）について御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

本補正予算は、新型コロナウイルスにより影響を受けている子育て世帯や住民税非課税世帯を支援する事業として、臨時特別給付金を支給するため、早急な予算措置が必要であることから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億4,675万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ361億8,527万円とするものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

6 ページを御覧ください。

まず、歳入でございませぬ。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金4億4,118万円の増は、中学生以下の給付分のうち、国が予備費で予算措置済みのお一人5万円、先行5万円分に当たる現金給付に係る事業費分、事務費分でございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金16億557万5,000円の増は、それ以外の臨時特別給付金の資金に係る財源といたしまして、財政調整基金から繰り入れをするものでございます。この繰入金分につきましては、国の補正予算成立後に、国庫補助金として収入し充当するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費9億7,043万7,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に住民税非課税世帯等を対象に一世帯当たり10万円を支給する臨時特別給付金9億5,000万円のほか、必要な事務費を計上するものでございます。

第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費10億7,631万8,000円の増は、次の8ページを御覧いただきたいと思いますが、18節負担金補助及び交付金に18歳以下のお子さんを対象としまして、1人当たり10万円を支給する子育て世帯への給付金、こちらは、先行分5万円、それから追加分の5万円を合わせまして10億7,000万円のほか、事務費を計上するものでございます。

以上で、令和3年度笠間市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（石松俊雄君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議が全て議了いたしました。

これにて、令和3年第4回笠間市議会定例会を閉会といたします。

午前11時03分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石松俊雄

署名議員 林田美代子

署名議員 田村泰之